平成２８年（フ）第２０９号
函館市美原３丁目35番12号
債務者　羽立　　裕
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４４号
愛知県東海市荒尾町西丸山７番地の８　エミナンス東海（308号）、従前の住所愛知県東海市加木屋町北鹿持34番地の180
債務者　松井　　聡
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６３８号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番17号　ホライズン弐番館105、前住所大阪市港区夕凪１丁目16番19号　第３平石ビル201号
債務者　大川延廣こと　大川　延**廣**
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３６号
大阪市淀川区木川東２丁目16番12―401号
債務者　末續奈知子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１１号
大阪市城東区関目１丁目12番10号アベリアⅠ401号
債務者　谷脇　　翼
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２２号
大阪市淀川区新高６丁目１番７号第３ハコダハイツ301号
債務者　南出　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２９号
大阪市東住吉区中野１丁目15番20―703号
債務者　浅井　幸三
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１５号
大阪府豊中市城山町３丁目３番28―202号
債務者　石本　綾香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２８号
大阪市港区福崎１丁目１番64号　日和マンション　301号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番35号
債務者　山田　勇一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９６号
大阪府東大阪市日下町３丁目４番18号　ゆきみマンション　302号、前住所大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番３号　ラフィネ・アンシャンテ　602号
債務者　金元　礼子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９９号
大阪府茨木市新和町18番２号　新和ハイツ107号
債務者　大保五十三
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０４号
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番１―801号
債務者　的場千代子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１３号
大阪府枚方市宮之下町17番18号
債務者　竹本由佳里（旧姓平口山）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６３号
大阪府門真市浜町８番６号サンモリツ106号
債務者　橋詰　厚子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２７号
名古屋市東区新出来２丁目１番１号　新出来シティ住宅401号
債務者　松の月こと　早坂　五月（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６３号
名古屋市緑区鳴海町字北浦８番地　グリーンハウス鳴海203号
債務者　新牧　孝則
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７７号
名古屋市千種区山添町２丁目２番地　椙山女学園内管理人室
債務者　鳥居　祐一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部